

東大和市個人情報保護法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「令」という。）及び東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(最高統括責任者等)

第2条 保有個人情報を適正に管理するため、保有個人情報最高統括責任者、保有個人情報統括管理者、保有個人情報責任者その他の職を置く。

(管理規程)

第3条 前条に規定するもののほか、法第66条第1項に規定する保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置に関する事項については、別に管理規程を定めるものとする。

(個人情報ファイル簿)

第4条 法第75条第1項に規定する帳簿は、個人情報ファイル簿（第1号様式）とする。

(保有個人情報開示請求書の提出)

第5条 法第77条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書（第2号様式）とする。

(代理人が開示請求をする場合の委任状)

第6条 令第22条第3項に規定する委任状は、委任状（個人情報に係る開示請求用）（第3号様式）とする。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 法第82条第1項及び第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書とする。

- (1) 法第82条第1項の規定により保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書（第4号様式）
- (2) 法第82条第2項の規定により保有個人情報の全部を開示しない旨の決定（法第81条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る保有個人情報を保有していないときにおける当該決定を含む。） 保有個人情報不開示決定通知書（第5号様式）

(保有個人情報開示決定等期限延長通知書)

第8条 条例第5条第2項に規定する書面は、保有個人情報開示決定等期限延長通知書（第6号様式）とする。

(他の行政機関の長等への開示請求事案移送書等)

第9条 法第85条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、他の行政機関の長等への開示請求事案移送書（第7号様式）による。

2 法第85条第1項に規定する書面は、開示請求者への開示請求事案移送通知書（第8号様式）とする。

（第三者意見照会書等）

第10条 法第86条第1項の規定による通知は、第三者意見照会書（法第86条第1項適用）（第9号様式）による。

2 法第86条第2項に規定する書面は、第三者意見照会書（法第86条第2項適用）（第10号様式）とする。

3 法第86条第1項及び第2項に規定する意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（第11号様式）とする。

4 法第86条第3項に規定する書面は、開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書（第12号様式）とする。

（電磁的記録に記録された保有個人情報の開示方法）

第11条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

（1）ビデオテープ又は録音テープ 当該ビデオテープ又は録音テープに記録された当該保有個人情報に係る部分を映像・音響機器に出力したものの視聴

（2）前号に掲げる電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分を印刷物として出力したものの閲覧又は交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録に記録された当該保有個人情報に係る部分をディスプレイ等映像若しくは音声の出力装置に出力したものの視聴又は光ディスクに複写したものの交付が容易であるときは、当該視聴又は交付により開示を行うことができる。

（保有個人情報の開示の実施方法等申出書）

第12条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第13号様式）による。

（写しの作成及び送付に要する費用）

第13条 条例第4条第2項に規定する写しの作成に要する費用は、別表に定めるとおりとする。

2 条例第4条第2項に規定する写しの送付に要する費用は、郵送等に要する費用相当額とする。

3 前2項の費用は、写しの交付を受けるまでに納付しなければならない。

（費用の免除申請書の提出等）

第14条 条例第4条第3項の規定により写しの作成に要する費用の免除を受けよう

とする者は、写しの作成に要する費用の免除申請書（第14号様式）に生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であることを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかに当該費用の免除の可否を決定し、写しの作成に要する費用の免除・申請却下決定通知書（第15号様式）により申請者に通知するものとする。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第15条 令第28条第4項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法とする。

（保有個人情報訂正請求書の提出）

第16条 法第91条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（第16号様式）とする。

（代理人が訂正請求をする場合の委任状）

第17条 令第29条において読み替えて準用する令第22条第3項の規定により代理人が訂正請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、委任状（訂正請求用）（第17号様式）とする。

（保有個人情報訂正決定通知書等）

第18条 法第93条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定通知書（第18号様式）とする。

2 法第93条第2項に規定する書面は、保有個人情報不訂正決定通知書（第19号様式）とする。

（保有個人情報訂正決定等期限延長通知書）

第19条 条例第6条第2項に規定する書面は、保有個人情報訂正決定等期限延長通知書（第20号様式）とする。

（他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書等）

第20条 法第96条第1項の規定による他の行政機関の長等への事案の移送は、他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書（第21号様式）による。

2 法第96条第1項に規定する書面は、訂正請求者への訂正請求事案移送通知書（第22号様式）とする。

（保有個人情報提供先への訂正決定通知書）

第21条 法第97条に規定する書面は、保有個人情報提供先への訂正決定通知書（第23号様式）とする。

（保有個人情報利用停止請求書の提出）

第22条 法第99条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（第24号様式）とする。

（代理人が利用停止請求をする場合の委任状）

第23条 令第29条において読み替えて準用する令第22条第3項の規定により代理人が利用停止請求をする場合に提示し、又は提出する委任状は、委任状（利用停止請求用）（第25号様式）とする。

（保有個人情報利用停止決定通知書等）

第24条 法第101条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定通知書（第26号様式）とする。

2 法第101条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用不停止決定通知書（第27号様式）とする。

（保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書）

第25条 条例第7条第2項に規定する書面は、保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書（第28号様式）とする。

（本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置）

第26条 市長は、条例第8条の規定により本人の委任による代理人による開示請求、訂正請求又は利用停止請求が本人の意思であることを確認する場合は、本人に対して開示についての確認書（第29号様式）を送付し、その返信をもって本人の意思を確認するものとする。

（審査会諮問書）

第27条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める諮問書により行うものとする。

- (1) 開示決定等に係る審査請求があった場合 諮問書（開示決定等）（第30号様式）
- (2) 訂正決定等に係る審査請求があった場合 諮問書（訂正決定等）（第31号様式）
- (3) 利用停止決定等に係る審査請求があった場合 諮問書（利用停止決定等）（第32号様式）
- (4) 開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る不作為に係る審査請求があった場合 諮問書（開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為）（第33号様式）

（諮問をした旨の通知書）

第28条 法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定による通知は、諮問をした旨の通知書（第34号様式）による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(東大和市個人情報保護条例施行規則の廃止)

2 東大和市個人情報保護条例施行規則(平成18年規則第2号)は、廃止する。

別表(第13条関係)

地方公共団体 等行政文書の 種類	写しの種類		金額
1 文書及び 図画(マイ クロフィル ムを除 く。)	電子式複写機 により複写し たもの(黒単 色刷り)	日本産業規格A列3番以下	1枚につき 10円
		日本産業規格A列2番	1枚につき 20円
		日本産業規格A列1番	1枚につき 40円
		日本産業規格A列0番	1枚につき 100円
	電子式複写機 により複写し たもの(多色 刷り)	日本産業規格A列3番以下	1枚につき 50円
		日本産業規格A列2番	1枚につき 100円
		日本産業規格A列1番	1枚につき 200円
		日本産業規格A列0番	1枚につき 500円
2 マイクロ フィルム	紙に印刷したもの		1の項の例による。
3 電磁的記 録	印刷物として出力したもの		1の項の例による。
	光ディスク(日本産業規格X0606及び X6281又はX6241に適合する直径 120ミリメートルの光ディスクの再生装 置で再生することが可能なものに限る。) に複写したもの		1枚につき 100円

備考 両面複写又は両面印刷の場合は、片面を1枚として算定する。

第1号様式（第4条関係）

個人情報ファイル簿

管理番号	
個人情報ファイルの名称	
部署	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、 その旨	
記録情報の経常的提供先	
開示請求等を受理する組織の名称 及び所在地	
訂正及び利用停止に関する他の法 令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	
政令第21条第7項に該当するファイ ル	
備考	

保有個人情報開示請求書

年 月 日

東大和市長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

電話番号

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

1 開示を請求する保有個人情報（具体的に特定してください。）

--

2 求める開示の実施方法等

ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 ＜実施の希望日＞ _____ 年 _____ 月 _____ 日 イ 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

ア 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） ※請求書を送付して請求をする場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） （ア） 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ _____ 年 _____ 月 _____ 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 （ふりがな） （イ） 本人の氏名 _____ （ウ） 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（第3号様式） <input type="checkbox"/> その他（ _____ ）

委任状
（個人情報に係る開示請求用）

（代理人） 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の開示請求を行う権限
- 2 開示請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 開示決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定通知を受ける権限及び開示請求に係る個人情報の全部を開示しない旨の決定通知を受ける権限
- 5 開示の実施の方法その他政令で定める事項を申し出る権限及び開示の実施を受ける権限
- 6 写しの作成に要する費用の免除申請を行う権限及び写しの作成に要する費用の免除・申請却下決定通知書を受ける権限

年 月 日

（委任者） 住所 _____
氏名 _____
連絡先電話番号 _____

- （注） 1 全ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。
- 2 以下のいずれかの措置をとってください。
- ① 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。
 - ② ①の措置が取れない場合は、氏名の記載とともに押印をする。委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

保有個人情報開示決定通知書

様

東大和市長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第1項の規定により、下記のとおり、開示することに決定したので通知します。

記

1 開示する保有個人情報（ 全部開示 ・ 部分開示 ）

--

2 不開示とした部分とその理由（部分開示の場合）

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 <input type="checkbox"/> 事務所における開示（ <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付） <input type="checkbox"/> 写しの送付
(2) 事務所における開示を実施することができる日時及び場所 日時 _____ 場所 _____ ※ 上記の日時から開示の実施を希望する日を保有個人情報の開示の実施方法等申出書（第13号様式）により申し出てください。
(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数及び送付に要する費用（見込額） 準備日数 _____ 日 送付に要する費用（見込額） _____ 円

5 連絡先（担当部署名）

（電話番号）

（裏面もご覧ください。）

(裏)

- 注意 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大和市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報不開示決定通知書

様

東大和市長

年 月 日付けで開示請求のありました保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第82条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定したので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示をしないこととした理由	
3 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

- 注意 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大和市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報開示決定等期限延長通知書

様

東大和市長

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）第5条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

他の行政機関の長等への開示請求事案移送書

殿

東大和市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第85条第1項の規定により、下記のとおり移送します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求者氏名等	氏名： 住所又は居所： 連絡先： （法定代理人又は任意代理人による開示請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者] 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
3 添付資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開示請求書 ・ 移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
4 備考	（複数の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）
5 連絡先	（担当部署名） （電話番号）

開示請求者への開示請求事案移送通知書

様

東大和市長

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 8 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送したので通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

1 開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送の理由	
4 移送先の行政機関の 長等	(行政機関の長等の名称) (連絡先) 担当組織名： 所在地： 電話番号：
5 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

第三者意見照会書（法第86条第1項適用）

様

東大和市長

_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容	
4 連絡先及び意見書の提出先	(担当部署名) (電話番号)
5 意見書の提出期限	年 月 日

第三者意見照会書（法第86条第2項適用）

様

東大和市長

_____に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第2項の規定により、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつきご意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示請求の年月日	年 月 日
3 法第86条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
4 開示請求に係る保有個人情報に含まれている_____に関する情報の内容	
5 連絡先及び意見書の提出先	(担当部署名) (電話番号)
6 意見書の提出期限	年 月 日

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

東大和市長 殿

（ふりがな）

氏名又は名称

（法人その他の団体にあつては、その団体の代表者名）

住所又は居所

（法人その他の団体にあつては、その主たる事務所の所在地）

年 月 日付で照会のあつた保有個人情報の開示について、下記のとおり意見を提出
します。

記

1 開示請求に係る保有 個人情報の名称等	
2 開示に関してのご意 見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
3 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

開示決定通知を行った旨の反対意見書提出者への通知書

様

東大和市長

_____から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、下記のとおり開示決定しましたので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第86条第3項の規定により通知します。

記

1 開示請求に係る保有個人情報の名称等	
2 開示することとした理由	
3 開示決定をした日	年 月 日
4 開示を実施する日	年 月 日
5 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

- 注意 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大和市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

東大和市長 殿

（ふりがな）

氏名

住所又は居所

〒

電話番号

（ ）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第87条第3項の規定により、下記のとおり申出をします。

記

1 保有個人情報開示決定通知書の記号番号等

記号番号：

日 付：

2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報の名称等	実 施 の 方 法	
	(1) 閲覧	① 全部 ② 一部 ()
	(2) 視聴	① 全部 ② 一部 ()
	(3) 写しの交付 (写しの送付を含む)	① 全部 ② 一部 ()

3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

4 「写しの送付」の希望の有無

〔 有 : 同封する郵便切手の額 円 〕
無

【申出書提出先 (担当部署名)

(電話番号)

】

東大和市長 殿

申請者
氏名
住所（居所）
電話

写しの作成に要する費用の免除申請書

生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者であるため、東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）第4条第3項の規定により、下記のとおり保有個人情報の写しの作成に要する費用の免除を申請します。

記

1 保有個人情報開示 決定通知書等の年月日	第 号 年 月 日
2 開示請求をした日	年 月 日
3 免除申請額	円
4 備考	

注意 この申請書には、生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であることを証する書類を添えてください。

様

東大和市長

写しの作成に要する費用の免除・申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請がありました保有個人情報の写しの作成に要する費

用
の免除について、下記のとおり
免 除
することと決定したので通知します。
申請却下

記

1 免除する場合、免除する額	円
2 申請却下する場合、その理由	
3 連絡先	(担当部署名) (電話番号)
4 備考	

- 注意 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大和市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

東大和市長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

電話番号

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第91条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正請求する保有個人情報の内容等

ア 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(保有個人情報開示決定通知書の番号等) 文書記号 _____ 日 付 _____年 月 日 (保有個人情報の名称等)
ウ 訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

ア 訂正請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（第17号様式） <input type="checkbox"/> その他（ ）

委任状
(訂正請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の訂正請求を行う権限
- 2 訂正請求に係る事案を移送した旨の通知を受ける権限
- 3 訂正決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 4 訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定通知を受ける権限及び訂正請求に係る個人情報を訂正しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____
連絡先電話番号 _____

- (注) 1 全ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。
- 2 以下のいずれかの措置をとってください。
- ① 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。
 - ② ①の措置が取れない場合は、氏名の記載とともに押印をする。委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、訂正請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

保有個人情報訂正決定通知書

様

東大和市長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第1項の規定により、下記のとおり訂正することと決定したので通知します。

記

1 訂正請求に係る 保有個人情報の名 称等	
2 訂正請求の趣旨	
3 訂正決定をする 内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
4 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

- 注意 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大和市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報不訂正決定通知書

様

東大和市長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第93条第2項の規定により、訂正をしない旨の決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正をしないこととした理由	
3 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

- 注意 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大和市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報訂正決定等期限延長通知書

様

東大和市長

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、東大和市個人情報保護法
施行条例（令和4年条例第32号）第6条第2項の規定により、下記のとおり訂正決定等の期限を延
長することとしましたので通知します。

記

1 訂正請求に係 る保有個人情報 の名称等	
2 延長後の期間	日（訂正決定等期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

他の行政機関の長等への訂正請求事案移送書

殿

東大和市長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり移送します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者名等	氏 名： 住所又は居所： 連絡先： 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 本人の氏名 _____ 本人の住所又は居所 _____
3 添付資料等	・訂正請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
4 備考	（複数の行政機関の長等に移送する場合には、その旨）
5 連絡先	（担当部署名） （電話番号）

訂正請求者への訂正請求事案移送通知書

様

東大和市長

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり事案を移送したので通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、下記の移送先の行政機関等において行われます。

記

1 訂正請求に係る 保有個人情報の名 称等	
2 移送をした日	年 月 日
3 移送の理由	
4 移送先の行政機 関の長等	(行政機関の長等の名称) (連絡先) 担当組織名： 所在地： 電話番号：
5 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

保有個人情報提供先への訂正決定通知書

殿

東大和市長

に提供している下記の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 1 5 年法律第 5 7 号）第 9 2 条の規定により訂正を実施しましたので、同法第 9 7 条の規定により、通知します。

記

1 訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
2 訂正請求者の氏名等保有個人情報を特定するための情報	(氏名、住所等)
3 訂正請求の趣旨	
4 訂正決定をする内容及び理由	(訂正内容) (訂正理由)
5 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

東大和市長 殿

(ふりがな)

氏名

住所又は居所

〒

電話番号

()

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第99条第1項の規定により、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報の内容等

ア 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
イ 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	(保有個人情報開示決定通知書の番号等) 記号番号 _____ 日付 _____ 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報
ウ 利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) <input type="checkbox"/> 第1号該当 → <input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 第2号該当 → 提供の停止 (理由)

2 本人確認等

ア 利用停止請求者	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
イ 請求者本人確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの） <input type="checkbox"/> 在留カード、特別永住者証明書又は特別永住者証明書とみなされる外国人登録証明書 <input type="checkbox"/> その他 () ※請求書を送付して請求する場合には、加えて住民票の写し等を添付してください。
ウ 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。）	(ア) 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (_____ 年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 (ふりがな) (イ) 本人の氏名 _____ (ウ) 本人の住所又は居所 _____
エ 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
オ 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。	請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（第25号様式） <input type="checkbox"/> その他 ()

委任状
(利用停止請求用)

(代理人) 住所 _____
氏名 _____

上記の者を代理人と定め、下記の事項を委任します。

記

- 1 個人情報の利用停止請求を行う権限
- 2 利用停止決定等の期限を延長した旨の通知を受ける権限
- 3 利用停止請求に係る個人情報を利用停止する旨の決定通知を受ける権限及び利用停止請求に係る個人情報を利用停止しない旨の決定通知を受ける権限

年 月 日

(委任者) 住所 _____
氏名 _____
連絡先電話番号 _____

- (注) 1 全ての項目は、必ず委任者本人が記入してください。
- 2 以下のいずれかの措置をとってください。
- ① 委任者の運転免許証、個人番号カード（ただし、個人番号通知カードは不可）等本人に対し一に限り発行される書類の複写物を添付する。
 - ② ①の措置が取れない場合は、氏名の記載とともに押印をする。委任者の印については実印とし、印鑑登録証明書（ただし、利用停止請求の前30日以内に作成されたものに限ります。）を添付する。

保有個人情報利用停止決定通知書

様

東大和市長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第1項の規定により、下記のとおり、利用停止することに決定したので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止請求の趣旨	
3 利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止決定の内容) (利用停止の理由)
4 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

注意 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大和市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報利用不停止決定通知書

殿

東大和市長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第101条第2項の規定により、利用停止をしないことに決定をしたので、下記のとおり通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 利用停止をしないこととした理由	
3 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

- 注意 1 この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、東大和市長に対して書面で審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、東大和市を被告として（訴訟において被告を代表する者は東大和市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

保有個人情報利用停止決定等期限延長通知書

様

東大和市長

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）第7条第2項の規定により、下記のとおり利用停止決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
2 延長後の期間	日（利用停止決定等の期限 年 月 日）
3 延長の理由	
4 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

開示についての確認書

別紙保有個人情報開示請求書の写しのとおり、私の代理人である_____から請求があった私を本人とする保有個人情報の開示について、東大和市長が開示することに

1 同意します。

2 同意しません。

（「1 同意します。」「2 同意しません。」のいずれかを○で囲んでください。）

東大和市長 殿

年 月 日

住所又は居所

氏 名

（氏名は、必ずご自身で書いてください。）

注意 1 上記確認書は、別紙保有個人情報開示請求書の写しのとおり、_____年__月__日付けであなたの代理人である_____様から請求があったあなたを本人とする保有個人情報の開示について、あなた自身の意思を確認するものです。

2 ご自身で「1 同意します。」「2 同意しません。」のいずれかを○で囲み、年月日、住所又は居所及び氏名をご記入の上、_____年__月__日までに返送してください。

なお、開示することに同意された場合であっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第78条又は東大和市個人情報保護法施行条例（令和4年条例第32号）第3条第2項の規定により不開示となる場合があります。

第30号様式（第27条関係）

第 号
年 月 日

東大和市情報公開・個人情報保護審査会 御中

東大和市長

諮 問 書
（開示決定等）

個人情報の保護に関する法律第82条の規定による開示決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(第30号様式の2枚目)

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等 (開示決定等の種類) <input type="checkbox"/> 開示決定 <input type="checkbox"/> 一部開示決定 (該当不開示条項) <input type="checkbox"/> 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等をした者 (3) 開示決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書 (写し) ② 保有個人情報開示決定通知書 (写し) 又は保有個人情報不開示決定通知書 (写し) ③ 審査請求書 (写し) ④ 弁明書 (写し) ⑤ 開示の実施を行った保有個人情報が記載された行政文書等 (写し) ⑥ その他参考資料
7 担当部署名 電話番号	

(注1) 2の「(開示決定等の種類)」については、該当する開示決定等の口をチェックすること。

また、一部開示決定又は不開示決定の場合には、該当不開示条項(個人情報の保護に関する法律第78条第1項各号若しくは第81条、東大和市個人情報保護法施行条例第3条第2項又は文書不存在)を記載すること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」、「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑥の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、東大和市個人情報保護法施行条例第5条第2項の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

第31号様式（第27条関係）

第 号
年 月 日

東大和市情報公開・個人情報保護審査会 御中

東大和市長

諮 問 書
(訂正決定等)

個人情報の保護に関する法律第93条の規定による訂正決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(第31号様式の2枚目)

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る訂正決定等 (訂正決定等の種類) <input type="checkbox"/> 訂正決定 <input type="checkbox"/> 不訂正決定	(1) 訂正決定等の日付、記号番号 (2) 訂正決定等をした者 (3) 訂正決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報訂正請求書(写し) ② 保有個人情報訂正決定通知書(写し)又は保有個人情報不訂正決定通知書(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 弁明書(写し) ⑤ その他参考資料
7 担当部署名 電話番号	

(注1) 2の「(訂正決定等の種類)」については、該当する訂正決定等の口をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、東大和市個人情報保護法施行条例第6条第2項の規定に基づく訂正決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から訂正請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付すること。

第32号様式（第27条関係）

第 号
年 月 日

東大和市情報公開・個人情報保護審査会 御中

東大和市長

諮 問 書
(利用停止決定等)

個人情報の保護に関する法律第101条の規定による利用停止決定等について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により諮問します。

(第32号様式の2枚目)

(別紙)

1 審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
2 審査請求に係る利用停止 決定等 (利用停止決定等の種 類) <input type="checkbox"/> 利用停止決定 <input type="checkbox"/> 不利用停止決定	(1) 利用停止決定等の日付、記号番号 (2) 利用停止決定等をした者 (3) 利用停止決定等の概要
3 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	① 保有個人情報利用停止請求書(写し) ② 保有個人情報利用停止決定通知書(写し)又は保有個人情報利用不 停止決定通知書(写し) ③ 審査請求書(写し) ④ 弁明書(写し) ⑤ その他参考資料
7 担当部署名 電話番号	

(注1) 2の「(利用停止決定等の種類)」については、該当する利用停止決定等の□をチェックすること。

(注2) 4の「諮問の理由」については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(注3) 6の⑤の「その他参考資料」とは、例えば、行政不服審査法第11条の総代、第12条の代理人又は第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、東大和市個人情報保護法施行条例第7条第2項の規定による利用停止決定等の期限に係る通知の写し等である。

なお、審査請求人から利用停止請求の趣旨・理由を根拠付ける資料が提出されている場合には、当該根拠資料を添付すること。

東大和市情報公開・個人情報保護審査会 御中

東大和市長

諮 問 書

(開示請求・訂正請求・利用停止請求に係る不作為)

個人情報の保護に関する法律第 7 6 条の規定に基づく開示請求 [個人情報の保護に関する法律第 9 0 条の規定による訂正請求、個人情報の保護に関する法律第 9 8 条の規定による利用停止請求] に係る不作為について、別紙のとおり、審査請求があったので、同法第 1 0 5 条第 3 項の規定により読み替えて準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

(第33号様式の2枚目)

(別紙)

1 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報等の名称等	
2 審査請求に係る開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕	(1) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の日付、受付番号等 (2) 開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕の宛先
3 補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限	
4 審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求人 (3) 審査請求の趣旨
5 諮問の理由	
6 参加人等	
7 添付書類等	① 保有個人情報開示請求書〔訂正請求書、利用停止請求書〕(写し) ② 審査請求書(写し) ③ 弁明書(写し) ④ その他参考資料
8 担当部署名 電話番号	

(注1) 1の「開示請求〔訂正請求、利用停止請求〕に係る保有個人情報の名称等」については、開示請求の場合には、当該開示請求に係る保有個人情報の名称を、訂正請求又は利用停止請求の場合には、当該訂正請求又は利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記述すること。

(注2) 3の「補正に要した日数、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限」については、補正を求めた場合には当該補正に要した日数を、東大和市個人情報保護法施行条例第5条第2項〔東大和市個人情報保護法施行条例第6条第2項、東大和市個人情報保護法施行条例第7条第2項〕の規定による期間の延長を行った場合には開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の期限を、それぞれ記述すること。

(注3) 5の「諮問の理由」については、例えば、「開示請求から相当の期間(※)が経過していないと考えるため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(※) 行政不服審査法第3条に規定する「相当の期間」を指す。

(注4) 7の④の「その他参考資料」とは、例えば、第三者から反対意見書が提出されている場合の当該反対意見書や、行政不服審査法第11条の総代、同法第12条の代理人又は同法第13条の参加人の選任又は決定がなされている場合のそれを示す書面、東大和市個人情報保護法施行条例第5条第2項の規定による開示決定等の期限に係る通知の写し等である。

諮問をした旨の通知書

様

東大和市長

年 月 日付けの東大和市長 に対する審査請求について、下記のとおり情報公開・個人情報保護審査会に諮問したので、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第2項の規定により通知します。

記

1 審査請求に係る保有個人情報の名称等	
2 審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕	
3 審査請求の内容	(1) 審査請求日 年 月 日 (2) 審査請求の趣旨
4 諮問をした日	年 月 日
5 連絡先	(担当部署名) (電話番号)

(注) 「審査請求に係る開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕」の欄については、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の日付・記号番号、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕をした者、開示決定等〔訂正決定等、利用停止決定等〕の種類（開示決定、不開示決定等）を記載すること。